

層においてほぼ同等の率で見られる。これは、現在、年齢が高い人でも、若い時期に未加入であったためと考えられ、未加入が近年の公的年金への不信感による近年の新たな現象でないことを表している。つまり、未加入行動における世代効果はあまり大きくないということを示唆している。

表4 未加入歴が1年でもある人の未加入年数

人数	
1～5年	75
6～10年	12
11～15年	6
16～20年	6
20～30年	1
30年以上	1

表5 未加入歴が1年である人：年齢階層別

	人数	全サンプル 数	%	平均未 加入年 数
30～34歳	21	227	9%	4.33
35～39歳	15	233	6%	8.40
40～44歳	18	217	8%	4.06
45～49歳	30	239	13%	4.03
50歳以上	17	228	7%	5.82
計	101	1144	9%	5.05

表6は、未加入行動の年齢効果を検証するために、未加入歴がある人の未加入であった年齢時期を示したものである。

表6 未加入時期

	未加入歴があるもののみ								全サンプル	
	サンプル 数	平均未加 入年数 (年)	未加入年数別人数 (人)						サンプル数	平均未加入 年数(年)
			0年	1年	2年	3年	4年	5年		
20代前半	101	1.65	27	24	24	16	3	7	1144	0.15
20代後半	101	1.33	64	7	3	4	6	17	1144	0.12
30代前半	101	1.05	70	7	2	7	1	14	1144	0.09
30代後半	80	0.70	63	4	1	4	2	6	917	0.06
40代前半	65	0.28	56	5	2	0	1	1	684	0.03
40代後半	47	0.15	45	0	1	0	0	1	467	0.01
50代前半	17	0	17	0	0	0	0	0	228	0

例えば、20代前半(20～24歳)の時期に、1年間未加入であった人は24人、2年間未加入であった人は24人、3年間未加入であった人は16人であり、未加入歴が一年でもある人のサンプルの中(n=101)では、20代前半の時期の平均未加入期間は1.65年である。

これによると、未加入歴があるもののみのサンプルでも、全サンプルでも、平均未加入年数は、若年時期であるほど高くなっており、年齢効果が大きく現れている。しかし、ここで留意すべきなのは、20代前半、後半については、すべてのサンプルのデータが揃っているが、それ以降の時期は、回答者の年齢（30～55歳）によってデータがないため、高年齢期になるほどサンプル数が減少してしまうことである。

最後に、年齢効果と世代効果をよりよく検証するために各世代の各年齢時期における平均未加入年数を示したものが表7である。

表7 平均未加入年数：世代別、年齢階級別

n	平均未加入年数(年)				
	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
	227	223	217	239	228
20代前半	0.20	0.13	0.16	0.17	0.07
20代後半	0.12	0.13	0.04	0.18	0.11
30代前半	0.05	0.16	0.07	0.07	0.11
30代後半	0	0.09	0.05	0.04	0.07
40代前半	0	0	0.01	0.03	0.04
40代後半	0	0	0	0.01	0.02
50代前半	0	0	0	0	0

これをみると、20代前半の時期は、35歳から49歳までの年齢層はほぼ同年数の平均未加入年数を保っているが30～34歳の世代において急激に未加入年数が増加している。しかし、20代後半の時期においては、45から49歳の世代が一番高い未加入年数を示しており、30代前半の時期においては35から39歳の世代が高い数値を示している。このように各世代、各年齢時期においてその傾向はまちまちであり集計表のみからは一貫した回答を見いだすことはできない。

(4) 加入から未加入に転じる要因・未加入から加入に転じる要因

次に、特に一度公的年金に加入していたが、その後なんらかの理由で未加入となった人に着目すると、上記の一度でも未加入時期があった人のサンプル(n=101)の中で、加入から未加入に転じた（その後また加入した人も含む）のは、51サンプルであった。残りの50サンプルは、20歳当時から未加入であり、その後加入に転じたものであるため、学生時代に未加入であり、その後就職などの契機によって加入したものが大半であると考えられる（学生については、強制加入が課されたのが19XX年であり、その扱いについては留意を要する）。「加入→未加入」のサンプルで、未加入になる直前の加入状況を見ると第二

号被保険者（20名）と第三号被保険者（21名）が大半を占め、第一号被保険者が7名であった（判別不可能3人）（表8）。換言すると、加入者が未加入となる時は、第二号被保険者の資格を失う時（離職、失業など）と第三号の資格消失（離婚、本人の所得の上昇等）の 때가殆どであり、第一号の資格喪失（保険料支払い不可能等）の場合は比較的少ないと考えられる。

表8 加入者が未加入になる直前の公的年金加入状況

	(人)	(%)
第一号被保険者	7	14%
第二号被保険者	20	39%
第三号被保険者	21	41%
判別不可能	3	6%
計	51	

また「未加入→加入」に転じるサンプルは、84であった。つまり、未加入歴が一年でもある人のサンプル（n=101）のうち、83%がその後加入に転じている。このサンプルにおいて、加入に転じた直後の公的年金加入状況を表9に示す。

表9 未加入者が加入となった直後の公的年金加入状況

	(人)	(%)
第一号被保険者	12	14%
第二号被保険者	45	54%
第三号被保険者	20	24%
判別不可能	7	8%
計	84	

これによると、女性の未加入者が加入となる時は、第二号被保険者の資格を得たときが最も多く、次に第三号被保険者となる時が多い。これは、未加入時期の多くが成年となった直後であり、その後、職を得たり結婚をして始めて加入となるケースが多いからであると思われる。これらを詳しく検証するためには、結婚時期や就職時期、就職形態などと年金状況をマッチングし、時系列的に分析する必要がある。

5. まとめ

本稿においては、『女性のライフスタイルと年金に関する調査』の個票を用いて、女性が人生の転機において公的年金とどう関わっているのかを、主に加入・未加入に主眼を置いて分析した。本稿における分析は、初期的なものであり、統計的な処理を伴う本分析は平

成14年度の課題として取り組む予定であるが、初期的な結果としては以下のことが判明したといえよう。

まず、現在の公的年金未加入の現状については、サンプル内において、女性の未加入者は、あらゆる年齢階層に散見された。これは、未加入が特に多いとされる20歳代の女性がサンプルに含まれていないことから、1時点で見ると未加入の年齢効果がはっきりとみられないためといえる。これを、過去の加入歴と照らし合わせてみると、未加入歴が1年以上ある人はサンプルの約1割であった。(現在の)年齢階層別にみると、その分布も平均未加入年数も、全年齢階層にまたがっており、未加入の世代効果は検証されなかった。

しかし、過去の1年以上未加入歴がある人の未加入であった時期を調べると、明らかに20代前半から50代後半にかけて減少しており、これは年齢効果と呼ぶことができる。

また、加入者が未加入に転じる直前の加入状況は、第二号被保険者と第三号被保険者である時が多く、離職・失業、または離婚などの理由で、第二号、第三号被保険者の資格を喪失する要因が大きいことが示唆される。たり、その逆に未加入から加入に転じた直後の年金状況は、第二号被保険者であることが多く、就職と大きく関係していると考えられる。

本稿における分析は、ごく簡単な集計結果のみに基づくものであったが、今後の研究においては結婚・離婚、就職・離職などの疑似パネル・データと年金状況のデータをつきあわせ、女性のライフ・サイクルにおける年金状況の変化をさらに詳しく分析することとしたい。

参考文献

阿部 彩(2001)「国民年金の保険料免除制度改正：未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』No.43, 134-154.

岩本康志・大竹文雄・小塩隆士(2002)「座談会：年金研究の現在」『季刊社会保障研究』Vol.37 No.4, 316-349.

小椋正立・角田 保(2000)「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」『経済研究』Vol.51, No.2, 97-110

厚生省(1999)『平成11年版 厚生白書』

厚生省大臣官房統計情報部『平成8年国民生活基礎調査』

社会保険庁(1997a)『平成7年公的年金加入状況等調査報告』

社会保険庁(1997b)『平成8年国民年金被保険者実態調査』

社会保険庁(2000)『平成10年公的年金加入状況等調査報告』

社会保険庁(2001)『平成11年国民年金被保険者実態調査調査結果の概要』

社会保険庁(2002)『2000年度社会保険事業概要』

鈴木 亘・周燕飛(2001)「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』No.42,2001.3,

44-60

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会経済変化に対応する公的年金制度のあり方に関する実証研究」
分担研究報告書

女性のライフスタイルの変化に対応した社会保険制度のあり方に関する研究
——「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」実施報告——

分担研究者 白波瀬佐和子 国立社会保障・人口問題研究所

分担研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

分担研究者 大石亜希子 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

女性のライフスタイルによってどの程度、女性間で年金給付の格差が存在するのか、また、将来的に格差が発生するのかは未解明である。共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯で夫の所得や年金額にどれだけの格差があるのか、生涯ベースで妻達の間にもどのような純受給額の差があるのかは知られていない。本研究では就業経歴、婚姻歴、所得状況、年金歴などから年齢・世代間で経済状況や将来の年金給付額がどのように異なるかを把握するために、アンケート調査を実施した。調査結果からは、女性と年金に関する貴重な情報が得られた。

A 研究目的

本アンケート調査の目的は、女性のライフスタイルによって将来の年金受給額にどのような格差が生じるかを、個人および世帯間で比較・把握することにある。

B 研究方法

委託会社が保有するモニターのうち、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県に在住の30～54歳の女性1375名に対して郵送によるアンケート調査を実施した。対象者が有配偶である場合は、配偶者も調査対象とした(ただし65歳以上の配偶者は除外した)。

C 研究結果

1,144世帯から有効回答を得た。有効回答率は83.2%である。単純集計結果からは以下のことが明らかになった。

- 全体としては育児中とみられる30代に就業率が低下し、その後上昇する傾向が観察される。
- 有配偶者(特に年収が130万円以下の妻)においては、「夫の給料から妻の分の国民年金保険料を天引きして徴収する」という選択肢を指示する者が約半数を占めた。
- 夫婦の年金分割については、すべてのカテゴリーの女性において、「専業主婦が離婚した場合は、結婚年数に応じた妻の取り分を用意する」という選択肢を支持する者が約半数を占めた。

D 考察

既に結婚している人も、未婚者、離婚者も、単純に「半分分割」ということではなく夫の年収に対する妻の貢献度(結婚年数)

を図った上での年金分割に賛成していると考えられる。

E 結論

調査対象者は、委託会社が保有するモニターという特殊な属性を備えているにもかかわらず、就業率や就業経験において、ある程度の代表性を維持していた。女性の年金に関する意識としては、結婚年数に応じた年金分割を支持しており、結婚期間中に稼得された夫の所得（あるいは年金）について、妻の家事労働の貢献に応じた分配がなされるべきだという意識があるのだと考えられる。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「社会経済変化に対応する公的年金制度のあり方に関する実証研究」

「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」
実施報告

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所

大石亜希子

国立社会保障・人口問題研究所

2002年3月31日

1. 調査の背景と目的

2001年12月に「女性と年金検討会」の最終報告書が公表されたが、女性と年金の問題は依然として重要な政策事項である。しかしながら、女性のライフスタイルによって、実際にどの程度、女性間で年金給付の格差が存在するのかは未解明である。従来は片稼ぎ世帯・共稼ぎ世帯のモデル世帯像による把握にとどまっていたが、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯で夫の所得や年金額にどれだけの格差があるのか、生涯ベースで妻達の間にもどのような純受給額の差があるのかは知られていない。

もし、女性本人および配偶者の過去の社会保険加入履歴、あるいはそれに関連した就業経歴、婚姻歴、所得歴などが把握できれば、女性の年金に関する実態が明らかにされ、モデル年金の見直しや第3号被保険者の扱いなど今後の制度設計を考える上でも重要な情報が得られる。社会保険の業務データが利用可能であれば、そうした実態が明らかになると思われるが、現時点においてはデータの利用は困難である。

そこで当研究プロジェクトでは、初めての試みとして30～54歳の女性を対象に、業務データから得られる情報と同様の内容を把握できるような形式でアンケート調査を実施した。ただし、別添した調査票に見られるように、調査内容は過去の事実を詳細に尋ねており、一般の個人を対象とした無作為抽出による調査では回収率が非常に低くなることが予想されたため、委託した調査会社が保有するモニターの中から、首都圏在住の該当する年齢層の女性を抽出してアンケートを実施した。

本年度は単純集計結果を報告するが、次年度においては就業経歴、婚姻歴、所得状況、年金歴などから年齢・世代間で現在の経済状況や将来の年金給付額の格差を比較し、今後の公的年金のあり方を考察する。

2. 主な調査項目

調査票は「世帯票」と「女性票」からなり、対象者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報を別途記入してもらうために、「配偶者票」も配布している。

主な調査項目は以下の通りである。

(1) 将来の年金給付額の推計のための情報

女性本人の生年月、女性本人の15歳以降から現在までの公的年金状況、女性本人の15歳以降から現在までの就業形態履歴、配偶履歴、女性本人が厚生年金に加入している場合の標準報酬月額、配偶者の15歳以降から現在までの就業情報、配偶者の生年月、配偶者の15歳以降から現在までの公的年金状況、配偶者の15歳以降現在までの標準報酬月額等

(2) 属性

家族人数、同居家族の続柄、家族の公的年金状況、健康保険加入状況、住居

形態、世帯年収、金融資産、ローン残高等

3. 調査実施期間

平成 13 年 11 月 28 日～平成 13 年 12 月 10 日

4. 調査方法

郵送調査

5. 調査対象

調査対象者は、委託会社が保有するモニターのうち、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県に在住の 30～54 歳の女性である。対象者が有配偶である場合は、配偶者も調査対象とする（ただし 65 歳以上の配偶者は除外する）。サンプルは、各歳における調査対象者数がほぼ同数になるように作為抽出されている。

6. 回収率

モニターがいる 1375 世帯に対して調査票一式を発送し、1,144 世帯から有効回答を得た。有効回答率は 83.2%である。

7. 調査票

別添資料 1 を参照。

8. 集計結果

別添資料 2 を参照。

9. 主な結果

(1) 家族構成

回答者 1,144 人の女性の結婚状況は表 1 の通りである。回答者の 89%が有配偶者、11%が未婚・離婚・死別者であった。こどもの数は、「2人」がほぼ半数であり、次に「1人」「0人」「3人」であり、ほぼ平均的な世帯であるといえる。

表1 結婚状況

	人
有配偶	1020
未婚	76
死別	4
離別	44
計	1144

表2 こどもの数

	人	%
0人	187	16%
1人	219	19%
2人	556	49%
3人	164	14%
4人	18	2%
計	1144	

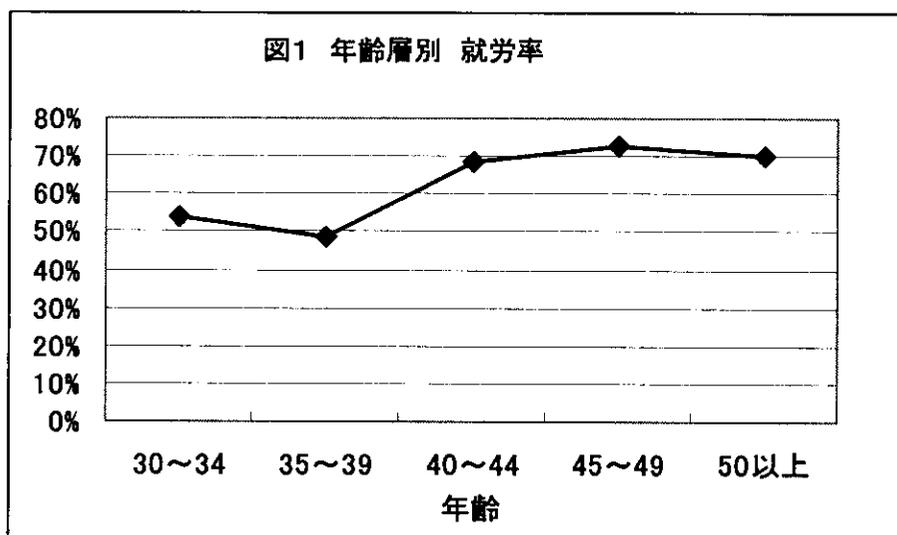
(2) 就労状況

「あなたは今年(2001年)働いた(収入を伴う労働)経験がありますか」との問いには、63%が「ある」と答えている。結婚している女性(有配偶者)の中でも、59%が「ある」と答えており、過半数がなんらかの労働をしていることがわかる(表3)。

表3 あなたは今年(2001年)働いた経験がありますか？

	ある	ない	休職中	計
有配偶	601	417	2	1,020
未婚	70	6	0	76
死別	3	1	0	4
離別	42	1	1	44
計	716	425	3	1,144

これを年代別にみると、就労率(休職中を含まず)は35~39歳代で若干減少し、その後上昇している。今回の調査では、10代、20代のサンプルがないので、いわゆる「M」字の最初の上昇を観測することができないが、育児中にあたる30代後半にて就労率が下がる現象は既存研究と一致する結果である。



次に、上記の問いに「ある」と答えたサンプルの中での就労形態をみたものが表4である。

表4 就業形態(複数回答)

	n	正規	契約・嘱託	臨時雇用	派遣	パート	アルバイト	自営・自由	在宅	その他
結婚	595	12.4%	6.7%	0.3%	2.7%	56.4%	9.5%	10.8%	7.3%	0.0%
未婚	70	55.7%	14.3%	0.0%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	1.4%	0.0%
死別・離別	45	33%	4%	0%	18%	36%	4%	9%	4%	2%

未婚者では、「正規の社員・職員」が過半数を占めるのに対し、有配偶者では正規は12.4%に過ぎず、パート(56.4%)、アルバイト(9.5%)、契約・嘱託(6.7%)が大多数を占める。

(3) 公的年金に対する意識

本調査では、公的年金における専業主婦の扱いについての意識を選択形式できいている。まず、「年金財政が厳しくなる中で、サラリーマンの妻が専業主婦の場合の公的年金給付と保険料負担についていくつかの意見が出されています。次に挙げた4つの案のうち、どれがあなたのお考えに近いと思いますか。(○は1つ)」という問いに対する回答は、表5の通りであった。

表5 公的年金に対する意識

	有配偶者			未婚	死別	離別	計
	妻の年収<130	妻の年収>130	計				
妻自身で国民年金保険料(月額1万3300円)を払い、現状の現金給付を維持する	134 15%	54 38%	188 18%	29 38%	2 50%	15 34%	234 20%
夫の給料から妻の分の国民年金保険料を天引きして徴収する	433 49%	52 37%	485 48%	33 43%	1 25%	17 39%	536 47%
夫の年金保険料は現状で据え置き、夫の年金給付を削減する	43 5%	5 4%	48 5%	0 0%	0%	0 0%	48 4%
夫の年金保険料や年金給付は現状のままとし、専業主婦に対する年金給付を削減する	175 20%	20 14%	195 19%	9 12%	1 25%	6 14%	211 18%
不明	94 11%	10 7%	104 10%	5 7%	0%	6 14%	115 10%
計	879	141	1020	76	4	44	1144

有配偶者(特に年収が130万円以下の妻)においては、「夫の給料から妻の分の国民年金保険料を天引きして徴収する」という、現在の保険料徴収方法を維持し、実質的な保険料引き上げのみを受け入れる選択肢が約半数を占め、他の選択肢を圧倒した。

次に、「現在の制度のもとではサラリーマン世帯の専業主婦が離婚すると、老後に受給できるのは国民年金だけになります。これについて次のような改革案も出ていますが、どれがあなたのお考えに近いと思いますか。(〇は1つ)」という問いに対しては、表6の通りであった。

表6 改革案の評価

	有配偶者			未婚	死別	離別	計
	妻の年収<130	妻の年収>130	計				
結婚している間、夫婦の年金の合算して半分ずつをそれぞれの名義で受給できるようにしておく(離婚した場合もそのまま、それぞれの名義の年金を受給する)	223 25%	35 25%	258 25%	26 34%	0%	16 36%	300 26%
専業主婦が離婚した場合は、夫の年金の半分は妻のものとして自動的に分割・付与する	161 18%	17 12%	178 17%	8 11%	0%	4 9%	190 17%
専業主婦が離婚した場合は、妻が請求したら夫の年金の半分以上を妻に分割・付与できる	55 6%	10 7%	65 6%	5 7%	0%	1 2%	71 6%
専業主婦が離婚した場合は、結婚年数に応じた妻の取り分を用意する	360 41%	69 49%	429 42%	32 42%	4 100%	19 43%	484 42%
不明	80 9%	10 7%	90 9%	5 7%	0%	4 9%	99 9%
計	879	141	1020	76	4	44	1144

すべてのカテゴリーの女性において、「専業主婦が離婚した場合は、結婚年数に応じた妻の取り分を用意する」という選択肢が約半数を占めている。他の選択肢とこの選択肢が異なる点は、他の選択肢は「半分」という言葉が使われているのに対し、この選択肢は「結婚年数に応じて」という言葉が入っていることである。既に結婚している人も、未婚者、

離婚者も、単純に「半分分割」ということではなく夫の年収に対する妻の貢献度（結婚年数）を図った上での年金分割に賛成していると考えられる。

以上

資料 1

「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」

調査票

ご挨拶

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社のアンケートにご協力いただきまして、誠にありがとうございます。さて、このたびは「ライフスタイルと年金」というテーマのアンケートを実施することとなりました。

この調査は、厚生労働省の厚生科学研究補助金を受け、国立社会保障・人口問題研究所の協力を得て、「公的年金のあり方に関する調査研究会」が実施するものです。

今回の調査は主に女性の皆様の就業の実態やご結婚後の生活の変化などを捉え、女性のライフスタイルに合わせた年金制度のあり方に関する研究に役立たせようとするものです。世帯単位で女性のライフスタイルを見ていく調査は、ほとんど実績がなく、今回の調査は非常に意義深いものであります。そのため、ご結婚されている方には配偶者の皆様へのご協力もお願いしております。

調査の内容は細かく、またプライベートな点についても多々お聞きしており、非常に恐縮ですが、趣旨をご理解の上、ぜひご協力をお願いいたします。

平素と同様に、皆様からいただいたお答えは、あくまでも統計的に処理するものであり、個々のモニターの皆様にご迷惑をおかけすることはございません。ご多忙の折、お手数をおかけいたしますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、些少ではございますが、お礼として、図書券を同封させて頂いておりますので、お納め頂ければ幸いです。

敬具

平成 13 年 11 月
株式会社 インテージ

調査委託元：厚生労働省 厚生科学研究費 調査研究事業
「公的年金のあり方に関する調査研究会」

ライフスタイルと年金に関するアンケート

(世帯票)

< Z3151Z >

ご挨拶とお願い

拝啓

時下、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素よりアンケートにご協力いただきましてありがとうございます。今回はライフスタイルと年金について、皆様方のご意見などをお伺いしたくアンケート用紙をお送りいたしました。

この調査は、厚生労働省の厚生科学研究補助金を受け、国立社会保障・人口問題研究所の協力を得て、「公的年金のあり方に関する調査研究会」の委託で実施するものです。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入いただきました結果はすべて統計データとして使用いたしますので、皆様個人にご迷惑をおかけすることは決してございません。

なお、些少ではございますが、お礼として、図書券を同封させて頂いておりますので、お納め頂ければ幸いです。

敬 具

平成13年11月

ご記入が済みましたアンケートは、記入もれがないか再度ご確認の上、同封の返送用の封筒（切手不要）にて、世帯票・女性票・配偶者票（弊社の登録上既婚となっている方にお送りしています）と一緒に**12月10日(月)**までにご投函くださいますよう、お願い申し上げます。

上記宛名ラベルに誤り・変更等がございましたら、ご記入ください。

お名前	
ご住所	〒

ご記入にあたって

このアンケートは、宛名の方ご自身がご記入ください。

お答えいただく形式には、当てはまる番号に○印をつけていただくものと、数字や内容を具体的に記入いただくものとがございます。

質問によっては、回答がひとつだけのもの（○印は1つ）と、いくつでもお答えいただくもの（○印はいくつでも）がございます。ご注意ください。

矢印がある場合には、その矢印に従ってご回答をお続けください。

ご記入上の不明点などございましたら、お気軽に下記担当者までご連絡ください。

 **intage**
THE INTELLIGENCE PROVIDER
株式会社 インテージ

メールセンター

〒352-0012 埼玉県新座市畑中2-5-33

☎ 0120-483-433 (フリーダイヤル)

担当： 森下

調査委託元：厚生労働省 厚生科学研究費 調査研究事業
「公的年金のあり方に関する調査研究会」

Q1. あなたが現在同居されているご家族の人数をお答えください。

あなたを含めて 人

Q2. あなたのご家族についてお答えください。

ここでの「家族」とは現在あなたが同居されている方すべてと、
あなたの配偶者・子供で別居中の方がいらっしゃる方を含みます。

- 国民健康保険 : 原則は自営業者や勤務していない人を対象
 政府管掌健康保険 : 小規模の会社・工場などに勤める人を対象
 組合管掌健康保険 : 従業員500人以上の職場が対象となり、独自の組合(〇〇健康組合)に加入している
 共济組合 : 国や地方団体・学校・警察に勤務している方が対象
 船員保険 : 船に乗っている人を対象

世帯員番号	ご本人との続柄	同居・別居	性別	生年月日	配偶者の有無	【15才以上の方のみ】職業	【学生以外の方】最終学歴	医療保険の加入状況	現在の公的年金の加入状況	公的年金・恩給の受給状況
01	対象者ご本人		1 男 2 女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 正規の社員・職員 2 契約・嘱託社員 3 派遣労働者 4 パート・アルバイト 5 自営・家族従業員・専門自由業 6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など) 7 無職・専業主婦 8 学生	1 小学校卒業 2 中学校卒業 3 高校卒業 4 専門学校卒業 5 短大卒業 6 大学卒業 7 大学院卒業	1 国民健康保険 2 政府管掌健康保険 3 組合管掌健康保険 4 共济組合 5 船員保険 6 その他	1 自分で厚生年金または共济年金に加入 2 厚生年金または共济年金加入者の被扶養配偶者 3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む) 4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている 5 まったく加入していない	1 受給している 2 受給していない
02	2 配偶者	1 同居 2 別居	1 男 2 女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 正規の社員・職員 2 契約・嘱託社員 3 派遣労働者 4 パート・アルバイト 5 自営・家族従業員・専門自由業 6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など) 7 無職・専業主婦 8 学生	1 小学校卒業 2 中学校卒業 3 高校卒業 4 専門学校卒業 5 短大卒業 6 大学卒業 7 大学院卒業	1 国民健康保険 2 政府管掌健康保険 3 組合管掌健康保険 4 共济組合 5 船員保険 6 その他	1 自分で厚生年金または共济年金に加入 2 厚生年金または共济年金加入者の被扶養配偶者 3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む) 4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている 5 まったく加入していない	1 受給している 2 受給していない
03	3 子 4 子の配偶者 5 孫 6 孫の配偶者の父母 7 配偶者の父母 8 ご本人の父母 9 祖父母(含養老) 10 兄弟姉妹(含義理) 11 その他の親族 12 その他	1 同居 2 別居	1 男 2 女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 正規の社員・職員 2 契約・嘱託社員 3 派遣労働者 4 パート・アルバイト 5 自営・家族従業員・専門自由業 6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など) 7 無職・専業主婦 8 学生	1 小学校卒業 2 中学校卒業 3 高校卒業 4 専門学校卒業 5 短大卒業 6 大学卒業 7 大学院卒業	1 国民健康保険 2 政府管掌健康保険 3 組合管掌健康保険 4 共济組合 5 船員保険 6 その他	1 自分で厚生年金または共济年金に加入 2 厚生年金または共济年金加入者の被扶養配偶者 3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む) 4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている 5 まったく加入していない	1 受給している 2 受給していない

04	<p>3 子の配偶者</p> <p>4 子の配偶者の父母</p> <p>5 孫の配偶者の父母</p> <p>6 孫の配偶者の父母</p> <p>7 配偶者の父母</p> <p>8 ご本人の父母</p> <p>9 祖父(含義理)</p> <p>10 祖母(含義理)</p> <p>11 兄弟姉妹(含義理)</p> <p>12 その他</p>	<p>1 同居</p> <p>2 別居</p>	<p>1 男</p> <p>2 女</p>	<p>1 明治</p> <p>2 大正</p> <p>3 昭和</p> <p>4 平成</p> <p>年</p> <p>月</p>	<p>1 配偶者あり</p> <p>2 未婚</p> <p>3 死別</p> <p>4 離別</p>	<p>1 正規の社員・職員</p> <p>2 契約・嘱託社員</p> <p>3 派遣労働者</p> <p>4 パート・アルバイト</p> <p>5 自営・家族従業員・専門自由業</p> <p>6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など)</p> <p>7 無職・専業主婦</p> <p>8 学生</p>	<p>1 小学校卒業</p> <p>2 中学校卒業</p> <p>3 高校卒業</p> <p>4 専門学校卒業</p> <p>5 短大卒業</p> <p>6 大学卒業</p> <p>7 大学院卒業</p>	<p>1 国民健康保険</p> <p>2 政府管掌健康保険</p> <p>3 組合管掌健康保険</p> <p>4 共済組合健康保険</p> <p>5 船員保険</p> <p>6 その他</p> <p>→ 1 市町村組合</p> <p>→ 2 本人 1 家族</p>	<p>1 自分で厚生年金または共済年金に加入</p> <p>2 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者</p> <p>3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む)</p> <p>4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている</p> <p>5 まったく加入していない</p>	<p>1 受給している</p> <p>2 受給していない</p>
05	<p>3 子の配偶者</p> <p>4 子の配偶者の父母</p> <p>5 孫の配偶者の父母</p> <p>6 孫の配偶者の父母</p> <p>7 配偶者の父母</p> <p>8 ご本人の父母</p> <p>9 祖父(含義理)</p> <p>10 祖母(含義理)</p> <p>11 兄弟姉妹(含義理)</p> <p>12 その他</p>	<p>1 同居</p> <p>2 別居</p>	<p>1 男</p> <p>2 女</p>	<p>1 明治</p> <p>2 大正</p> <p>3 昭和</p> <p>4 平成</p> <p>年</p> <p>月</p>	<p>1 配偶者あり</p> <p>2 未婚</p> <p>3 死別</p> <p>4 離別</p>	<p>1 正規の社員・職員</p> <p>2 契約・嘱託社員</p> <p>3 派遣労働者</p> <p>4 パート・アルバイト</p> <p>5 自営・家族従業員・専門自由業</p> <p>6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など)</p> <p>7 無職・専業主婦</p> <p>8 学生</p>	<p>1 小学校卒業</p> <p>2 中学校卒業</p> <p>3 高校卒業</p> <p>4 専門学校卒業</p> <p>5 短大卒業</p> <p>6 大学卒業</p> <p>7 大学院卒業</p>	<p>1 国民健康保険</p> <p>2 政府管掌健康保険</p> <p>3 組合管掌健康保険</p> <p>4 共済組合健康保険</p> <p>5 船員保険</p> <p>6 その他</p> <p>→ 1 市町村組合</p> <p>→ 2 本人 1 家族</p>	<p>1 自分で厚生年金または共済年金に加入</p> <p>2 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者</p> <p>3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む)</p> <p>4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている</p> <p>5 まったく加入していない</p>	<p>1 受給している</p> <p>2 受給していない</p>
06	<p>3 子の配偶者</p> <p>4 子の配偶者の父母</p> <p>5 孫の配偶者の父母</p> <p>6 孫の配偶者の父母</p> <p>7 配偶者の父母</p> <p>8 ご本人の父母</p> <p>9 祖父(含義理)</p> <p>10 祖母(含義理)</p> <p>11 兄弟姉妹(含義理)</p> <p>12 その他</p>	<p>1 同居</p> <p>2 別居</p>	<p>1 男</p> <p>2 女</p>	<p>1 明治</p> <p>2 大正</p> <p>3 昭和</p> <p>4 平成</p> <p>年</p> <p>月</p>	<p>1 配偶者あり</p> <p>2 未婚</p> <p>3 死別</p> <p>4 離別</p>	<p>1 正規の社員・職員</p> <p>2 契約・嘱託社員</p> <p>3 派遣労働者</p> <p>4 パート・アルバイト</p> <p>5 自営・家族従業員・専門自由業</p> <p>6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など)</p> <p>7 無職・専業主婦</p> <p>8 学生</p>	<p>1 小学校卒業</p> <p>2 中学校卒業</p> <p>3 高校卒業</p> <p>4 専門学校卒業</p> <p>5 短大卒業</p> <p>6 大学卒業</p> <p>7 大学院卒業</p>	<p>1 国民健康保険</p> <p>2 政府管掌健康保険</p> <p>3 組合管掌健康保険</p> <p>4 共済組合健康保険</p> <p>5 船員保険</p> <p>6 その他</p> <p>→ 1 市町村組合</p> <p>→ 2 本人 1 家族</p>	<p>1 自分で厚生年金または共済年金に加入</p> <p>2 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者</p> <p>3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む)</p> <p>4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている</p> <p>5 まったく加入していない</p>	<p>1 受給している</p> <p>2 受給していない</p>
07	<p>3 子の配偶者</p> <p>4 子の配偶者の父母</p> <p>5 孫の配偶者の父母</p> <p>6 孫の配偶者の父母</p> <p>7 配偶者の父母</p> <p>8 ご本人の父母</p> <p>9 祖父(含義理)</p> <p>10 祖母(含義理)</p> <p>11 兄弟姉妹(含義理)</p> <p>12 その他</p>	<p>1 同居</p> <p>2 別居</p>	<p>1 男</p> <p>2 女</p>	<p>1 明治</p> <p>2 大正</p> <p>3 昭和</p> <p>4 平成</p> <p>年</p> <p>月</p>	<p>1 配偶者あり</p> <p>2 未婚</p> <p>3 死別</p> <p>4 離別</p>	<p>1 正規の社員・職員</p> <p>2 契約・嘱託社員</p> <p>3 派遣労働者</p> <p>4 パート・アルバイト</p> <p>5 自営・家族従業員・専門自由業</p> <p>6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など)</p> <p>7 無職・専業主婦</p> <p>8 学生</p>	<p>1 小学校卒業</p> <p>2 中学校卒業</p> <p>3 高校卒業</p> <p>4 専門学校卒業</p> <p>5 短大卒業</p> <p>6 大学卒業</p> <p>7 大学院卒業</p>	<p>1 国民健康保険</p> <p>2 政府管掌健康保険</p> <p>3 組合管掌健康保険</p> <p>4 共済組合健康保険</p> <p>5 船員保険</p> <p>6 その他</p> <p>→ 1 市町村組合</p> <p>→ 2 本人 1 家族</p>	<p>1 自分で厚生年金または共済年金に加入</p> <p>2 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者</p> <p>3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む)</p> <p>4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている</p> <p>5 まったく加入していない</p>	<p>1 受給している</p> <p>2 受給していない</p>
08	<p>3 子の配偶者</p> <p>4 子の配偶者の父母</p> <p>5 孫の配偶者の父母</p> <p>6 孫の配偶者の父母</p> <p>7 配偶者の父母</p> <p>8 ご本人の父母</p> <p>9 祖父(含義理)</p> <p>10 祖母(含義理)</p> <p>11 兄弟姉妹(含義理)</p> <p>12 その他</p>	<p>1 同居</p> <p>2 別居</p>	<p>1 男</p> <p>2 女</p>	<p>1 明治</p> <p>2 大正</p> <p>3 昭和</p> <p>4 平成</p> <p>年</p> <p>月</p>	<p>1 配偶者あり</p> <p>2 未婚</p> <p>3 死別</p> <p>4 離別</p>	<p>1 正規の社員・職員</p> <p>2 契約・嘱託社員</p> <p>3 派遣労働者</p> <p>4 パート・アルバイト</p> <p>5 自営・家族従業員・専門自由業</p> <p>6 自宅で賃仕事(内職・自宅での請負など)</p> <p>7 無職・専業主婦</p> <p>8 学生</p>	<p>1 小学校卒業</p> <p>2 中学校卒業</p> <p>3 高校卒業</p> <p>4 専門学校卒業</p> <p>5 短大卒業</p> <p>6 大学卒業</p> <p>7 大学院卒業</p>	<p>1 国民健康保険</p> <p>2 政府管掌健康保険</p> <p>3 組合管掌健康保険</p> <p>4 共済組合健康保険</p> <p>5 船員保険</p> <p>6 その他</p> <p>→ 1 市町村組合</p> <p>→ 2 本人 1 家族</p>	<p>1 自分で厚生年金または共済年金に加入</p> <p>2 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者</p> <p>3 国民年金のみに加入(国民年金基金も含む)</p> <p>4 国民年金に加入しているが保険料は免除されている</p> <p>5 まったく加入していない</p>	<p>1 受給している</p> <p>2 受給していない</p>

Q3. お住まいについて、お尋ねします。あなたが現在お住まいの住宅の種類はどれですか(○は1つ)

1 持ち家 (一戸建て) → SQ1へ	4 民間賃貸住宅	} 月額家賃 _____ 万円
2 持ち家 (集合住宅) → SQ1へ	5 公営借家 (公団・公社・県営住宅など)	
3 給与住宅 (社宅・寮・官舎など)	6 その他 ()	

【1または2の「持ち家」とお答えの方】

SQ1. 所有状況(○は1つ)

1 自己所有 (あなたご自身または配偶者の所有・共有)
2 家族所有 (配偶者以外の家族 (親・きょうだいなど) の所有)
3 配偶者以外の家族 (親・きょうだいなど) との共同所有

SQ2. あなたご自身または配偶者の住宅ローン返済の有無と返済額(○は1つ)

1 有り →	月々	ボーナス時合計			
2 無し	円	円	円	円	円

Q4. 現在の居住地はどちらですか。(○は1つ)

1 東京都23区	2 東京都23区以外	3 神奈川県	4 千葉県	5 埼玉県
----------	------------	--------	-------	-------

Q5. 現在のお宅全体の総所得・金融資産額・ローン残高についてお聞かせください。

ここでいうお宅全体の総所得とは、あなたご自身の収入とあなたの配偶者の収入(同居・別居問わず)の合計を指します。(○はそれぞれ1つ)

100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1000～1500万円未満	1500～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000万円以上
① 年間の総所得(税込み)	1	2	3	4	5	6	7	8
② 現在の金融資産額 (預貯金、株式、債券、保険など)	1	2	3	4	5	6	7	8
③ 現在返済中の長期ローン残高 (住宅ローンや車のローンなど)	1	2	3	4	5	6	7	8

プライベートなことに付いて多々お聞きしたことをお許しください。ご協力ありがとうございました。